

厚生労働省発職高0321第6号

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年3月21日

厚生労働大臣 田村 憲久

勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 勤労青少年福祉推進者に関する省令の一部改正

(略)

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

障害者職業生活相談員の資格要件について、高等学校又は中等教育学校を卒業した者に、高等学校卒業程度認定試験に合格した者等を含むものとする。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

厚生労働省発職高0321第5号

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年3月21日

厚生労働大臣 田村 憲久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者雇用調整金及び報奨金の申請書の添付書類の追加

障害者雇用調整金及び報奨金の申請書を提出する際、その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する身体障害者である労働者等の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該障害者の労働時間の状況を明らかにする書類を添付するものとする。

第二 障害者雇用納付金の申告書の添付書類に係る記載事項の追加

障害者雇用納付金の申告書の添付書類に記載する事項に、身体障害者である労働者等の労働時間の状況を明らかにする事項を追加するものとする。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。